6　なお，被上告人は，憲法は主権者たる国民による統治機構の民主的統制の基盤として人口に比例した議員の定数の配分を要請しているとした上，本件定数配分規定は，平等権の問題にとどまらず，民主主義の根幹である正当な選挙を前提とする統治機構の在り方の観点からも憲法に違反すると主張する。しかしながら，憲法の解釈として両議院とも国会議員の選挙制度の仕組みの決定において国会に裁量権があると解されることは，最高裁昭和49年（行ツ）第75号同51年４月14日大法廷判決・民集30巻３号223頁以降の累次の大法廷判決の趣旨とするところであって，前示のとおり本件選挙当時の選挙区間における投票価値の不均衡を本件選挙までに是正する措置を講じなかったことが上記の選挙制度に係る憲法秩序の下における国会の裁量権の限界を超えるものとはいえないと解される以上，本件定数配分規定は所論の観点からみても憲法に違反するに至っていたということはできない。被上告人は，両議院の法律案等の議決における議員の表決権の価値が完全に均等であり，憲法改正の国民投票等（憲法96条，79条２項）における投票権の価値も同様であることなども指摘するが，当該指摘に係る各局面と，全国民の代表として国政に係る多様な事項の決定に継続的に関わる国会議員の構成に多角的に民意が反映されるように選挙制度の仕組みを定める局面とは，事柄の性質が異なり，これらを同列に論ずることはできないというべきであり，当該指摘も上記判断を左右するものではない。

7　原判決は，本件定数配分規定が本件選挙当時憲法に違反するものであったとしつつ，行政事件訴訟法31条１項に示された一般的な法の基本原則に従い，本件請求を棄却した上で，当該選挙区における本件選挙が違法であることを主文において宣言したものであるが，原判決は，前記判示と抵触する点において失当であり，その限度において変更を免れないというべきである。

以上の次第で，原判決には，憲法の解釈，適用を誤った違法があり，本件上告は，その限りにおいて理由があるから，原判決を変更して，被上告人の請求を棄却することとする。

よって，裁判官須藤正彦，同大橋正春の各反対意見があるほか，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり判決する。なお，裁判官櫻井龍子，同金築誠志，同千葉勝美の各補足意見，裁判官田原睦夫，同竹内行夫の各意見がある。

裁判官櫻井龍子の補足意見は，次のとおりである。

私は，多数意見に賛同するものであり，本件選挙当時の投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたと考えるものである。

もとより，投票価値の平等が憲法の直接要請するところであり，参議院であってもその要請が後退すべきでないことはいうまでもないことであり，その要請が一定の限度で譲歩を求められることが憲法上許容されるのは，二院制に係る憲法の趣旨や参議院の衆議院に対する位置付け等を踏まえて，あるべき参議院の姿にふさわしいものとして国会が選択した選挙制度に国会の裁量権の行使としての合理性が認められることを要するものと解される。かかる観点から，本件選挙及び過去の参議院議員通常選挙の推移を見ると，多数意見において示されているように，選挙区間の較差が１対５前後あるいはそれ以上に及ぶ状態が既に40年以上を経過してきているのであり，今日の国政における参議院の役割等も踏まえると，二院制に係る憲法の趣旨や参議院の衆議院に対する位置付け等を勘案しても，本件選挙当時の投票価値の不均衡は，もはや早急に是正すべき状態に達しているといわざるを得ないと考えるものである。そして，都道府県間の人口較差の拡大が続く中で，現状の仕組み，すなわち都道府県を単位とする選挙区選挙を採用する限り，選挙区間の投票価値の較差を適切に是正することが困難であることは自明のこととなってきている。平成18年の公職選挙法改正が本来は本件選挙をも射程にして行われたものであったにもかかわらず，本件選挙時には平成19年の前回選挙の時から更に較差が拡大し，最大較差が５に達する結果になってしまったことからも，当面の弥縫的な措置では適切に対応し得なくなっていることが十分にうかがえるところである。したがって，参議院の選挙区選出議員の選挙については，もはや都道府県を単位とする現行制度の仕組みの見直しという抜本的改正を行うことが避けて通れないところまできているといわざるを得ないものである。

なお付言するに，参議院における比例代表選挙と選挙区選挙の組合せという方式については，従前の全国区選挙と地方区選挙の組合せと同様に，その運用面において，前者は全国的な観点からの広い視野や識見を備えた人材を選出し，後者はそれぞれの地域の実情・状況に精通した人材を選出するのに適した機能を持ち得るものと考えられ，これまでの国会における改正論議を踏まえると，例えば，比例代表選挙と選挙区選挙の組合せという方式自体は維持しながら後者の仕組みについて選挙区の単位の都道府県からより広域な区域への変更等の見直しを検討するなど，改正の方向については様々な選択肢が考えられよう。立法府においては，投票価値の平等の要請に沿った選挙制度の見直しに当たり，二院制に係る憲法の趣旨等との調和の下に，今後の二院制の在り方も念頭に置き，上記のような改正案を含めて多様な選択肢を視野に入れつつ，相応の時間をかけても21世紀の日本を支えるにふさわしい参議院議員選挙制度の在り方について十分な議論の上，国民の期待に応える改革を行う叡智を期待してやまないものである。

裁判官金築誠志の補足意見は，次のとおりである。

私は，多数意見に全面的に賛同するものであるが，多数意見が投票価値の著しい不平等状態を解消するために選挙制度の仕組み自体の見直しが必要である旨説示している点等に関し，若干の私見を付加しておくこととしたい。

1　投票価値の較差と憲法上の平等原則に関する私の考え方は，多数意見の引用する平成21年９月30日大法廷判決の補足意見において述べたとおりであり，そこに述べた見解に照らし，本件選挙当時の投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態に至っていたとの多数意見の判断に賛成する。

2　いかなる仕組みの選挙制度を採用するかについて，憲法上，国会に広範な裁量権があること，また，制度の見直しに当たっては，二院制の下における参議院の役割，在り方を踏まえるべきであることは，いうまでもない。衆議院と参議院との役割分担が明確であり，選挙制度もそれぞれの役割にふさわしいものとなっていることが望ましいことに，異論は少ないであろう。

この観点から憲法の定めるところを見ると，内閣総理大臣の指名，予算の議決，条約の承認等について衆議院が優越するものとされていること，衆議院に解散があるのに対し，参議院には解散がなく，議員の任期も衆議院議員のそれに比して長くかつ半数改選とされていることに照らせば，衆議院について，民意が時宜にかなって反映されやすいシステムとするとともに，国政の最重要事項の決定における優越的な地位を認める一方，参議院については，国政に継続性，安定性をもたらす役割を，憲法が期待していることは確かであろう。また，両院相互のチェック・アンド・バランスが期待されていることも，二院制を採っている以上，当然であろう。しかし，参議院に期待される上記のような役割は，甚だ抽象的であり，どのような選挙制度がその役割にふさわしいかも，憲法の規定からは判然としない。

現在，参議院も衆議院とほぼ同様な政党化が進み，選挙制度も似通ったものとなっているが，両議院の議員がいずれも国民の直接選挙とされ，議員の選ばれ方に基本的な差異がないこと，憲法上読み取れる参議院に期待される役割が抽象的であることに加え，国政の運営にとって必要欠くべからざる法律案の議決において参議院の存在が極めて重いところから，与党も野党も参議院において多数を占めることを目指さざるを得ないのであって，好むと好まざるとにかかわらず，参議院の政党化は自然の趨勢であったように思われる。

そうしてみると，憲法の規定からも，また，民主主義的政治体制の在り方からしても，参議院の性格ないし役割に，衆議院よりも格段に大きな投票価値の較差を許容する根拠を見いだすことは，困難であるといわざるを得ない。

3　選挙制度の仕組み自体の見直しの方向に関し，多数意見は，都道府県を単位として各選挙区の定数を設定する現行の方式を，しかるべき形で改めることも考慮すべきである旨示唆している。投票価値の著しい不平等を解消する方法は，理論上はこれ一つに限られるわけではないが，選挙区選挙を存置する限り，その選出議員の総数と選挙区割りという二つの要素を変動させるしかないのであるから，現実の選択肢が多いわけではない。議員定数削減の流れの中で，逆にこれを増加させることは考え難く，また，選挙区選挙を廃止して比例代表のみとしたり，比例代表を廃止ないし大幅に減少させてその分選挙区選挙の定数を増やすといった方法も採用できないとすれば，事実上，選挙区を現在より大きな単位に拡大するという方法しか残らないのではなかろうか。前参議院議長から，選挙制度見直しのたたき台として，都道府県の枠を超えるブロック単位の選挙区が提案されたのは，この意味で頷けるものといえよう。